

南鍛冶屋町振興会

会長 齋藤 達夫 様

名古屋市長 河村 たかし



補助金の交付決定について（通知）

令和 2 年 6 月 30 日付けで申請のありました名古屋市商工業団体振興補助金（商店街共同施設維持管理事業（電灯料））については、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号。以下「規則」といいます。）第 5 条の規定により下記のとおり交付決定しましたので、規則第 7 条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

金 91,212 円

2 交付条件

- (1) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含みます。）は、速やかに名古屋市商工業団体振興補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）第 15 条に規定する補助事業実績報告書（添付書類を含みます。）によって市長に報告しなければなりません。
- (2) 市長は、前項の報告を受けた場合においては、審査並びに必要なに応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付決定額の範囲内で交付すべき補助金の額を確定します。
- (3) 補助金は、概算払の方法により交付するものとします。なお、補助金交付の請求書に交付決定通知書の写し等を添えて市長に提出しなければなりません。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこの交付条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金の他の用途への使用をしてはなりません。
- (5) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金を受けた翌年度から 5 年間保存しておかなければなりません。
- (6) 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができます。